

成年後見制度の利用促進に向けた 議員立法の課題

現在、自民・公明両党が成年後見制度利用促進に向けた議員立法をとりまとめ、国会提出に向けて動いている。法案では、民法改正により後見人の権限拡大を図るほか、国として制度利用促進に向けた体制を整える。後見が開始した高齢者等の財産管理に際し、必ず金融機関とかかわる後見人の権限がどのように変わるのか。潜在的な利用ニーズに比べ大幅に利用者が少ない状況から、利用促進が急務であることはもちろんだが、法案の提出を急がなければならない別の事情もある。

**低い利用率に
与党が問題意識**

者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な成人の生活・財産を守るために、その判断能力の程度に応じて家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任し、法律面・生活面で支援させる仕組み。

「火葬や埋葬の契約」に葬儀は含まれていないと考えられていて。死後の葬儀費用などは事実上、各金融機関の現場の判断で限定的に払戻しを行っているという状況もある。

一方、公明党法案は、国や自治体に成年後見制度の利用促進に向けた基本方針を策定し、それを実行する責務を課す内容。「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上保護の重視」という成

国は基本方針に基づく施策を実施するため、3年以内をメドに必要な法的措置を講ずる。また総理大臣を会長とする「成年後見制度利用促進会議」、有識者で組織する「成年後見制度利用促進委員会」を設置し、「成年

内閣府大臣は、家裁の体制強化が課題

内閣府スリム化
家裁の体制強化が課題

与党が早期の法律成立を急ぐことには理由がある。公明党法案では成年後見制度利用促進会議を内閣府に設置することにしているが、来年4月には今年9月4日に成立した「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等」の一部を改正する法律

「後見制度利用促進基本計画」を策定する。

は、被後見人の権利制限の廃止
被後見人に対する医療行為について
後見人への同意権付与など
がポイントとなっている。選挙
権・被選挙権については13年の
公職選挙法改正で被後見人の権
利制限が廃止されたが、今まで
も成年後見の開始が企業の取締
役や公務員などの欠格事由であ
り、権利制限はいまだに多く残
っている。「権利の保護のため
の成年後見制度が本人の権利を
制限する制度になってしまって
いる」(大口議員) 状況を打破
したい考えだ。

組織への業務の追加について
「その必要性を十分に勘案したうえで判断する」と明記され、
スリム化法施行後は新たな組織
を内閣府に設置するハーダルが
高くなることが予想される。
また、成年後見制度の実務を
担うのは全国の家庭裁判所だが、
家裁は現在でもマンパワーが不足しており、制度利用者が増えた場合、人員面・予算面で限界に達する。与党は「家裁の担当人員を多くすることなども検討していくべき」と(大口議員)としているが、今後利用促進に向
け実効的な見直しが不可欠とい

て、後見人が家裁の許可を受け亡くなつた被後見人の火葬・埋葬ができるようになったとしても、「業者に見積書の作成を依頼し、預金をいくら払い戻すかを家裁に報告することになると予想されるが、許可が下りるまでにどれくらいの時間を要するのか」(成年後見センター・リーガルサポート西川浩之専務理事)が懸念される。地域によつては家裁に裁判官が常駐しておらず、月に1、2回しか裁判官がこないような出張所もある。そうしたところでも迅速な対応が行われるために、運用上の工夫が求められる。



超高齢社会における財産管理は金融機関の課題にもなる。(写真は後見監督人である品川区社会福祉協議会に会員登録証書を提出するしんき、成年後見サポート団)

案を作成した「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」(公明党法案)の二つだ。当初先の通常国会中の提出を目指していたがかなわなかつた。公明党で成年後見制度促進プロジェクトチーム座長を務める大口善徳衆議院議員は、「野党の理解も

得て、できれば臨時国会中に与野党共同で提出したい」と語る。

また、被後見人の死後、相続人の意思に反することが明らかになるとを除き、後見人が、①債権の時効の中斷など相続財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済、③火葬や埋葬に関する契約の締結ができるようになる。③に関しては、家庭裁判所の許可を得なければならない。被後見人が死亡すると後見人の代理権は消滅するが、被後見人に身寄りがない場合や親族がいても疎遠な場合などに遺体を放置するわけにもいかず、後見人が死後の対応も行わざるをえないケースがある。法案では、家庭裁判所の許可を得て後見人が火葬や埋葬の契約を締結することが可能となる。金融機関としては家庭裁判所の許可を確認したうえで、死後に凍結する口座を一時解除し、後見人による火葬や埋葬に必要な資金を払い戻すこととなると想定される。

また、被後見人の死後、相続人の意思に反することが明らかになると、後見人が死亡すると後見人の代理権は消滅するが、家庭裁判所の許可を得なければならない。被後見人が死亡すると後見人に身寄りがない場合や親族がいても疎遠な場合などに遺体を放置するわけにもいかず、後見人が死後の対応も行わざるをえないケースがある。法案では、家庭裁判所の許可を得て後見人が火葬や埋葬の契約を締結することが可能となる。金融機関としては家庭裁判所の許可を確認したうえで、死後に凍結する口座を一時解除し、後見人に火葬や埋葬に必要な資金を払い戻すこととなると想定される。